

各私立各種学校（日本語学校）設置者 様

静岡県文化・観光部
総合教育局私学振興課長

「日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準」の
一部改正に係る留意すべき事項等について（通知）

このことについては、平成30年8月7日付け総教私第258号により通知したところですが、今回の改正の概要、留意すべき事項は下記のとおりですので、日本語学校の設置及び既存の日本語学校の管理運営にあっては、適切に行われますよう御留意願います。

記

1 改正の概要

- (1) 県への私立各種学校設置認可計画書の提出にあっては、提出時において、日本語教育機関としての入国管理局の告示を受けてから、2年間以上の運営実績を求めることとしたこと（第2条第1項第2号関係）。
- (2) 法務省入国管理局が定めた日本語教育機関の告示基準（平成28年7月22日）の厳守を求めることとしたこと（第2条第1項第3号関係）。

2 留意すべき事項

- (1) 日本語教育機関としての運営実績（第2条第1項第2号関係）

私立各種学校設置認可計画書の提出時において、「日本語教育機関としての入国管理局の告示を受けてから、2年間以上の運営実績」とは、入国管理局の告示後、現に入学生を受け入れてから2年間連続して運営されていなければならないこと。この場合において、告示から生徒募集等の準備期間は含まないものとする。

- (2) 日本語教育機関の告示基準への適合（第2条第1項第3号関係）

ア 日本語教育機関の告示基準（平成28年7月22日）制定前に告示を受けた日本語教育機関が当該告示基準の規定に合致しないこととなり、経過措置により直ちに改善を行う必要がないとされた場合であっても、当該告示基準に基づく改善がなされた後でなければ私立各種学校の設置は認められないこと。

イ 本審査基準の改正の施行の際に、現に私立各種学校の認可を受けている日本語学校が改正後の審査基準に合致しないこととなる場合は、その改善に努めなければならないこと。

担当 小 中 高 専 修 班
電 話 054-221-2065